

# タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃・料金について、令和5年10月20日付けをもって国土交通省関東運輸局長より下記のとおり公示され、11月20日から実施される事となりました。

業界におきましても、輸送の安全とサービスの向上により一層の努力を致してまいりますので、今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 改定運賃（埼玉県A地区） ※ 県南地域

種 別	車 種	上 限 運 賃 及 び 料 金
距離制運賃	特大車	初乗 1.121Km まで <b>570</b> 円 加算 207m までを増すごとに <b>100</b> 円
	大型車	初乗 1.121Km まで <b>530</b> 円 加算 223m までを増すごとに <b>100</b> 円
	普通車	初乗 1.121Km まで <b>500</b> 円 加算 236m までを増すごとに <b>100</b> 円
時間距離併用運賃	特大車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分15秒までごとに <b>100</b> 円
	大型車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分20秒までごとに <b>100</b> 円
	普通車	時速 10 Km 以下の走行時間につき 1分25秒までごとに <b>100</b> 円
時間制運賃	特大車	30分までごとに <b>4,060</b> 円
	大型車	30分までごとに <b>3,860</b> 円
	普通車	30分までごとに <b>3,650</b> 円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	<b>2</b> 割増
迎車回送料金		1回につき定額料金を事業者ごとに設定、又は回送距離について1km又は1.121kmを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。 なお、車両が到着後、お客様の都合により待機させられる場合は、5分経過後に時間距離併用運賃を加算させていただきます。
障害者割引		(身体障害・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。) <b>1</b> 割引

○ 車内にタクシーカードを備え付けてありますので、忘れ物やご要望などにご利用下さい。

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

さいたま市浦和区高砂3-10-4 電話 (048) 863-6431